



こどもがまんなか 筑 北 村 保 育 園



～豊かな自然の中で遊ぶ、温かな人と関わって遊ぶ、
“ちくほくやまほいく”で心も体もたくましく育つ～

プラン策定の趣旨

平成29年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、それぞれの施設の3歳から5歳にあたる部分の共通化が図られ、どの施設も日本の大切な教育施設として位置づけられました。

そこで、筑北村教育委員会では、平成31年度から「幼児期教育・保育推進検討委員会」を設置し、審議を通して生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、「学びの入口」としても重要な乳幼児期の教育・保育について、就学期への連続性・一貫性という視点も踏まえながら、筑北村教育の基本理念である「未来を切り拓く 心豊かなたくましい人間の育成」につながる、具体的な基本指針等を立案しました。

家庭、地域社会、子育て支援センター、保育園、小学校、中学校、村行政が、共通認識・共通目標のもとで一丸となって、乳幼児期の教育・保育を推進することができ、その後の学童期・青年期の伸びやかな発達・成長につながる礎を着実に築くことを目指します。

また、「オール筑北」で子どもを育てていくことが、本村の文化として根付き、筑北村が“幼児教育を大切にする村”として発展していくことを願い本プランを策定しました。

プランの計画期間及び点検・評価

要領・指針の期間が概ね10年間であることを踏まえ、本プランの計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。一方で、「第二次教育大綱」や「子ども支援プロジェクト」、「筑北村子ども・子育て支援事業」の計画期間が5年間であることから、5年経過時点でそれまでの取り組み内容などを反映するための改訂を行います。